

●香川県告示第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年12月12日

香川県知事 池 田 豊 人

1 保安林の所在場所

丸亀市土器町東四丁目178番、181番、土器町東五丁目935番、936番、977番、979番、1004番、1009番、1077番、1079番、1112番、1114番・1236番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、飯野町東分字山下555番12、570番8、570番12

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び丸亀市産業文化部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）